

第4章 施策の展開

1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり（自助）

（1）地域社会への積極的な参加促進

高齢者が自分らしく暮らしていくためには、日頃から人とつながりあい、地域社会や地域活動に積極的に参加するなど住民同士の良好な関係を構築し、生きがいをもつことが大切です。

本市では、高齢者が地域活動に積極的に参加できるよう、生涯学習活動、世代間交流、文化スポーツ活動、雇用・就労などに関わる事業を推進してきました。アンケート結果からは、本市においては、地域活動への参加意向をもつ方が60.7%（「是非参加したい」と「参加してもよい」との合計）と半数を超えています。参加しやすい環境を整えることで、地域活動への参加者が増える余地があると考えられます。町内会、老人クラブ、少年団の加入率は低下していますが、その中でも地域活動や地域コミュニティの中心的な役割を果たしている老人クラブの役割が重要であることに変わりはありません。また、老人クラブ活動は地域における高齢者の生きがい活動の基盤の1つですが、既存の団体に積極的に参加できる人ばかりではありません。地域活動に参加意向のある人が地域社会に参加できるよう促していくことがますます重要となっています。様々な分野の第一線で活躍されてきた高齢者がその知識や経験を活かす場として、老人クラブのような地域に根ざした活動を行う地域団体のみならず、広域的な活動を行う多種多様な団体に参加しやすい環境づくりや参加意欲が向上する仕組みを検討します。

このため、引き続き、高齢者がスポーツやレクリエーションなどを通じて地域で活動をしたり、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図っていきます。そして、年齢に関係なく活躍できる場を提供するなど、高齢者の地域・社会活動を推進します。

項目① 生涯学習活動の推進

事業・取組の内容

- 生涯学習活動に関する調査研究の充実
- 市や他の行政機関、民間各種団体等の実施する高齢者向け講座の情報提供

これまでの取組状況・実績

■高齢者大学の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受講者数（人）	1,486	1,488	1,365

※実人数

■公民館で実施している生涯学習講座の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受講者数（人）	1,728	2,807	2,155

※実人数

今後の取組の方向性

個人の意思を尊重し楽しく取り組むだけでなく、生涯学習で学んだことを生かすことができる場所の提供や、地域活動や学校支援活動等への参加を促し、地域活性化を図るとともに学びと実践の一体化を推進していきます。

高齢者自身が学んだ知識や経験を地域に還元し、様々な形で社会に参加できるように呼びかけます。

項目② 世代間交流の推進

事業・取組の内容

- スポーツやレクリエーションなどを通じた交流機会の創出
- 地域、小中学校区を核とした多様な交流事業、イベントを支援
- 町内会や高齢者組織、PTA、少年団などとの連携強化

これまでの取組状況・実績

■世代間交流学習会の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校区（数）	26	26	28
町内会・自治会（数）	225	227	218

今後の取組の方向性

身近な地域において、世代を超えた交流やふれあい事業を通して地域コミュニティの活性化を図ることで、地域の絆を深め、ともに支え合う社会づくりのきっかけとなるよう支援していきます。

町内会や高齢者組織等の既存の団体にとらわれない誰もが参加しやすい多様な団体の活動を支援し、様々な世代の交流を促していきます。

項目③ 文化スポーツ活動への参加促進

事業・取組の内容

- 市内で行われる各種イベントの情報提供や参加機会の充実
- 高齢者優待情報の把握と提供
- 高齢者の文化・芸術活動の支援
- 気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及促進

これまでの取組状況・実績

- スポーツ（パタンク、グラウンドゴルフ等）用具の貸出を実施

今後の取組の方向性

超高齢社会を迎え、今後ますます文化・芸術やスポーツに関心のある高齢者は増加します。

身近な場所でスポーツに親しむことができるよう各スポーツ団体等と連携を図るとともに、各種イベントの情報把握や周知に努め、参加の機会を提供していきます。

項目④ 雇用・就労相談への支援

事業・取組の内容

- ハローワークとの連携等、高齢者の職業相談窓口の充実
- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った制度の普及啓発

これまでの取組状況・実績

- 就労を希望する高齢者をハローワークに案内するなどの支援の実施
- 積極的に高齢者の雇用に取り組む民間事業者との協定締結を推進
- 介護予防・生活支援サービス事業の生活援助型訪問サービスへのシルバー人材センターの参入

今後の取組の方向性

高齢者の定年引上げに向け、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った制度の普及啓発を引き続き行います。

(2) 介護予防や健康づくりへの支援

高齢期にできる限り介護を必要としない生活を送るためには、自ら健康課題や自分自身の健康状態を理解し、日頃から健康づくりに目標を持って取り組むことが大切です。本市では、地域包括支援センターと連携し、地域の高齢者サロンで健康教育、健康相談を実施しています。また、いきいき百歳体操などの地域住民主体の介護予防活動の普及と支援に努めています。

一般高齢者に対するアンケート調査では、自分自身の健康状態をよいと感じている人が7割（「とてもよい」と「まあよい」の合計）を超えています。前回調査も同様の傾向で、一般高齢者の多くがよい健康状態と感じていることが伺えます。

また、介護・介助が必要になった原因は「高齢による衰弱」が21.0%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が17.0%となっており、この傾向は前回アンケート調査と同様になっています。

本市が支援しているいきいき百歳体操は、主に下肢筋力の向上によるロコモティブシンドロームの予防と、地域の絆づくりを目的にしています。アンケート調査（一般高齢者）では、「知らない」が55.1%となっており、「名前も体操の内容も知っている」11.0%のうち「参加したことがない」の理由には「参加したいが近くにない」「参加したいがどこでやっているのか知らない」も含まれています。いきいき百歳体操の普及のみならず、立上げ支援の強化が求められています。

このように、生活機能の維持・向上、そして健康寿命の延伸を目指し、高齢者自身が健康づくりに向けた取組ができるよう健康教育や健康相談などを充実させるとともに、地域の身近な場所で介護予防について自発的な活動が広く実施されるよう、介護予防事業を通じて支援をしていきます。

項目① 健康づくり活動への支援

事業・取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○健康に関する情報提供 ○専門職の派遣等の支援

これまでの取組状況・実績

- 平成26年度より地域の身近な場所で住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操）を普及

■介護予防普及啓発事業の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
いきいき百歳体操普及啓発事業（新規立上げ希望団体への体験指導）	33団体 延 1,205人	56団体 延 2,161人	40団体 延 1,019人
介護予防に関する健康教育・健康相談の実施	173団体 797回 延 18,749人	175団体 803回 延 18,475人	180団体 791回 延 18,269人

今後の取組の方向性

地域の高齢者サロンや介護予防活動（いきいき百歳体操）への専門職の派遣等の支援を継続します。

地域のニーズを把握し、健康づくり活動のために地域が必要とする支援や、専門職の派遣を継続します。

項目② 自発的な介護予防活動への支援

事業・取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防に関する自主活動への支援 ○介護予防に関する自主活動についての情報提供 ○自主活動する団体の後継者等の育成支援

これまでの取組状況・実績

- いきいき百歳体操を実施する団体の立上げを支援
- いきいき百歳体操サポーター養成事業の実施
- 地域高齢者サロン代表者研修会やいきいき百歳体操交流会を実施し情報交換の場を提供

■地域介護予防活動支援事業の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
いきいき百歳体操活動状況	9 会場 9 団体 登録者 189 人	38 会場 41 団体 登録者 940 人	64 会場 69 団体 登録者 1,643 人
いきいき百歳体操活動支援事業	41 回 913 人	218 回 4,059 人	245 回 4,829 人
いきいき百歳体操サポーター養成講座（6 会場、各 5 回コース）	—	30 回 延 655 人 修了者 101 人	30 回 延 595 人 修了者 98 人
いきいき百歳体操交流会	—	—	1 回 51 人
地域高齢者サロン代表者研修会	1 回 223 人	1 回 247 人	1 回 298 人

今後の取組の方向性

地域のニーズに合わせた専門職の派遣を継続します。

いきいき百歳体操を実施する団体の立上げを支援するほか、情報交換の場を提供し、ボランティアの後継者育成等を支援します。

項目③ 介護予防の推進

事業・取組の内容

- 介護予防に関する普及啓発
- 介護予防の集いの場の充実
- 支援を必要とする人の把握・支援
- 口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進
- 理学療法士等のリハビリテーション専門職等との連携

これまでの取組状況・実績

- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員などと連携し、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握
- 民生委員・児童委員や老人クラブ、町内会等が主体となって運営する高齢者サロンの場を利用し、介護予防に関する健康教育や健康相談を実施
- いきいき百歳体操などに対して、効果的な体操の指導及び周囲の受け入れ支援のため、理学療法士等を派遣

今後の取組の方向性

介護予防・重度化防止等に向けて継続的に取り組む仕組みが制度化されます。継続的な改善の取組として、PDCAサイクルによる地域マネジメントを推進していきます。これまでも介護予防について取り組んできましたが、より効果的に事業を実施するため、介護予防・重度化防止等について指標を設定し、実績を評価して、介護予防に取り組んでいきます。

高齢者や地域住民への介護予防や重度化防止に関する普及啓発、高齢者自身が担い手として参加できる集いの場の創出等を通じて、生きがいをもって日常生活を過ごす高齢者を増やしていき、要介護状態等になることをできる限り予防する取組を推進します。

また、要介護状態になった場合でも、生きがいをもって日常生活を過ごすことができるよう適切な支援を行っていきます。そのためにも、支援の必要な高齢者の要介護状態や生活状況等を把握し、地域住民や多様な活動主体、専門職等と連携して、本人の状況に応じた支援を提供していきます。

2 高齢者を互いに支えあう地域づくり（互助）

（1）高齢者の見守り体制の構築

国勢調査では、65歳以上の単独世帯数（高齢独居世帯数）は、平成17年の6,213世帯から平成27年の10,152世帯へ、10年間で1.6倍となっています。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など生活支援を必要とする高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民による見守りなどの支え合いが大切です。

一般高齢者へのアンケート調査では、見守りや介護が必要な人に対してボランティア活動などへの参加意向は、「してみたい」が19.1%（「無償・有償にかかわらずしてみたい」と「有償であればしてみたい」との合計）あり、このような参加意向のある人を活動に参加できるよう支援していくことが求められています。

これまで、「加古川市地域福祉計画」に基づき、地域での見守り活動を進めてきましたが、今後も、地域住民や民生委員・児童委員、町内会、社会福祉協議会、民間企業、学校などと協働したネットワークづくりなど、地域での福祉活動を推進していきます。

また、高齢者自身が地域貢献につながる活動などに参加することで、地域を支える担い手になれるよう支援していきます。

項目① 見守りネットワークの構築

事業・取組の内容

- 民間事業者との見守り協定の推進
- 地域における支え合い体制の構築
- 見守りカメラと見守りサービスの推進

これまでの取組状況・実績

- 民間事業者30社と高齢者見守り協定を締結し、異変を察知した場合の情報提供や緊急通報のネットワークを構築
- 地域における見守りや生活支援等の支え合いの体制づくりの協議の場として、中学校圏域にささえあい協議会（第2層協議体）を設置
- 見守りカメラ約1,500台の設置と見守りサービスを導入

今後の取組の方向性

見守り協定については、民間事業者からの情報提供により大事に至らなかったケースもあります。地域住民を含めた重層的な見守りが浸透しつつあり、今後も地域から異変などの情報を提供しやすい環境整備を推進します。

地域における支え合い体制の考え方には地域差又は温度差があるため、町内会をはじめとする地域団体へ市や社会福祉協議会等が参画して、支え合いの体制づくりを協働で進めていきます。

見守りカメラと見守りサービスの効果的な活用方法を検討していき、現行の制度との融合などを調査・研究していきます。

項目② 要援護高齢者宅への訪問活動の実施

事業・取組の内容

- 高齢者実態調査の実施

これまでの取組状況・実績

- 民生委員・児童委員の協力のもと高齢者世帯の実態調査を行い、見守りの必要な高齢者の把握、同居していない親族の連絡先を把握し、緊急時の迅速な対応を可能とする体制の整備

今後の取組の方向性

民生委員・児童委員は、民生委員法等に規定された職務として住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、守秘義務に基づき個人情報に配慮した活動を行っています。見守りの必要な高齢者の把握という目的の範囲内で必要な情報を収集し、市の責任において関係機関と情報を共有します。また、関係する機関は個人情報の管理に十分注意を払いながら、今後もネットワークづくりを継続していきます。

項目③ 緊急通報システム事業の充実

事業・取組の内容

- 次期システムの調査、研究
- システム利用者へのニーズ調査
- 利用要件についての調査、研究

これまでの取組状況・実績

■緊急通報システム（あんしんボタン）の貸与状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸与台数（台）	574	577	543

今後の取組の方向性

携帯電話等の普及により、緊急通報の手段を持つ高齢者が増加しています。加えて施設整備が進み、在宅生活に不安のある高齢者が施設入所したり、民間事業者の参入により緊急通報だけではなく位置情報を知らせるツールも普及しており、利用者数はやや減少傾向にあります。引き続き制度の周知を図るとともに、より効果的なシステムの構築について調査・研究を行います。

項目④ 地域ぐるみの見守り事業への支援

事業・取組の内容

- 小地域福祉活動への支援
- ふれあい・いきいきサロン事業への支援
- ヘルプカードの周知
- 一人暮らし等高齢者見守り活動事業への補助
- 社会福祉協議会、老人クラブ等の地域団体が実施している事業への支援

これまでの取組状況・実績

■一人暮らし等高齢者見守り活動事業の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数（人）	1,252	1,160	1,189

- 緊急連絡先や必要な支援内容を記載したカードを携帯することで、周囲の人へ支援や配慮を伝えるヘルプカードの周知と普及啓発
- 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員が中心となり実施する「地域ぐるみの見守り事業」や、老人クラブが実施する「どないや訪問活動」への支援

今後の取組の方向性

今後も引き続き、社会福祉協議会が推進する小地域福祉活動や、地域ぐるみの見守り事業、老人クラブが実施するどないや訪問活動などの既存の見守り事業を充実させていきます。

ヘルプカードの周知をすすめて、地域住民が関わり、様々な目で見守るネットワークの充実に努めます。

(2) 生活支援サービスの充実

平成 29 年度から新たに介護予防・日常生活支援総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」を実施し、従来のサービスを拡充して、生活援助に特化したサービスや心身機能の維持回復に重点を置いたサービスを提供しています。今後も、高齢者の日常生活の自立に向けた効果的なサービスを検討していきます。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など生活支援を必要とする高齢者が増加している中、サロンの開催や見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域での支え合い活動を促進し、高齢者自身も地域社会を支える担い手として活動していけるよう支援していくことが大切です。

一般高齢者に対するアンケート調査では、日常生活での困りごととして「電球の交換」「庭の手入れ」「通院」の回答が多く見られました。また、介護支援専門員に対するアンケート調査では、介護保険サービス以外にあればよいと思うサービスとして「通院の付き添い」の割合が 69.0%と最も高い結果となっています。

多様な生活上の困りごとに対応するため、他人事を「我が事」とし、様々な地域課題を「丸ごと」受け止めるため、町内会をはじめとする地域団体、民生委員・児童委員、住民ボランティア、NPO、民間企業、介護サービス事業者など多様な主体の参画により、住民主体のネットワークの充実に努めます。

このような新たな仕組みを構築するため、平成 29 年度から「地域支えあい推進員」として生活支援コーディネーターを地域包括支援センター管轄エリアごとに順次配置し、「ささえあい協議会」を設置しているところです。今後、この事業を全市域に広げていく中で、高齢者の生活支援のニーズや地域の社会資源などを把握し、サービスとマッチングさせていきます。

さらに、生活支援コーディネーターが中心となり、全国の先進的な取組について情報を共有する機会をつくり、新しい生活支援サービスの開発や必要となるボランティアの創出・育成を行うなど、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築にも取り組んでいきます。

項目① 生活支援サービスシステムの整備

事業・取組の内容

- 地域の高齢者支援のニーズや社会資源の状況把握
- NPOや民間企業など多様な関係機関とのネットワークの構築
- 生活支援コーディネーター配置の推進
- ポイント制度等の活用検討
- シニアサポート事業の立ち上げ
- 介護予防・生活支援サービス事業の普及啓発
- 地域での生活支援の体制を検討する「ささえあい協議会」（第2層協議体）の運営の支援

これまでの取組状況・実績

- 高齢者の日常生活支援サポーター養成研修による新たな担い手の育成
- 町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、住民ボランティア、NPO、民間企業、介護サービス事業者、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政等で構成するささえあい協議会（第2層協議体）を中学校区に設置し、地域課題の検討や情報交換を実施
 - ・第1層協議体：市域の「ささえあい推進会議」
 - ・第2層協議体：中学校区の「ささえあい協議会」
 - ・第3層協議体：単位町内会の「ささえあい会議」※社会福祉協議会の事業で実施。
- 地域包括支援センター管轄エリアごとに生活支援コーディネーターを配置

今後の取組の方向性

様々な生活支援のニーズに対応していくため、公的サービスだけでなく、住民主体のネットワークから創出された地域資源を活用しながら、高齢者を支える体制づくりに取り組んでいきます。その結果、創出された地域活動が継続して実施できるよう、運営面や技術面での支援を行います。

高齢者の生活支援サービスを担うサポーターを養成し、サービスを提供するシニアサポート事業の実施を検討します。

高齢者の心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を図る生活援助型訪問サービス及びトレーニング型通所サービスの普及を図ります。

ささえあい協議会については、中学校区において順次設置をしていますが、中学校区単位だけでなく、地域の実情に応じた活動範囲においての設置を進めていきます。

項目② 地域組織などの運営支援・連携強化

事業・取組の内容

- 町内会や老人クラブなどの運営支援及び連携強化
- 民生委員・児童委員との連携強化
- 地域組織への福祉制度に関する研修機会の提供や情報提供
- 理学療法士等の専門職による活動支援の基盤づくり

これまでの取組状況・実績

■職員出前サービスの実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数（回）	56	74	73

今後の取組の方向性

近隣住民同士の助け合いや地域福祉のマンパワーの充実が図れるよう、地域組織などの運営支援や連携強化を推進します。町内会など身近な地域コミュニティ機能の充実を促進するとともに、NPO やボランティア団体などの市民活動団体が活動しやすい環境づくりを推進します。

先進的な成功事例を、ささえあい協議会等の地域組織の中で情報を提供することで、生活の中での困りごとを「我が事」として捉える意識を醸成し、様々な地域課題を地域全体で「丸ごと」捉える体制の整備を、町内会をはじめとする地域団体や民間企業、NPO など多様な主体との連携により進めていきます。

（3）地域での多様な活動機会の提供

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や技能を生かして地域で活動することは、生きがいづくりにつながります。また、元気な高齢者が地域の担い手として、地域活動などへ参加することは、活力ある地域社会をつくるうえで重要です。

一般高齢者へのアンケートでは、地域活動に企画・運営として、参加意向のある人は 32.5%（「是非参加したい」と「参加してもよい」との合計）で、参加意向のある人が一定数います。「世話役」としての地域活動への参加意向のある人が一定数おり、今後、それらの人を担い手として参加できるよう支援し、また、地域の担い手を繋ぐコーディネーターが必要です。

今後、高齢者が地域でいきいきと生活し続けるために、生きがいづくりや、活動の場や能力を発揮できる場を提供したりするなど、高齢者の地域における社会活動を推進します。

項目① 地域活動の促進

事業・取組の内容

- 地域活動の場や仕組みの検討
- 多様化した高齢者ニーズに対応した老人クラブ活動の支援
- 地域敬老事業への支援

これまでの取組状況・実績

■補助金対象の老人クラブ数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
老人クラブ数（クラブ）	155	152	142

■地域敬老事業の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施地区数（件）	265	264	259

今後の取組の方向性

自分の時間を大切にしている人の増加や、定年後も就労継続している人の増加などの理由で老人クラブ加入者数が減少し、老人クラブ数が減少していると考えられます。

地域における生きがいつくりの基盤として老人クラブ活動への支援を継続しつつ、老人クラブ連合会に加入していない多様な地域活動を行っている高齢者団体や相互扶助機能を担う多様な形態の団体に合わせた支援方法を検討していきます。

項目② 生きがい対策事業の効果的な実施

事業・取組の内容

- 事業への市民・高齢者の声の反映と調査、研究
- 福祉バスの利用支援

これまでの取組状況・実績

■敬老祝品の贈呈状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
贈呈者 90 歳（人）	575	684	717
贈呈者 100 歳（人）	40	30	42

■福祉バスの運行状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数（件）	273	307	308
利用団体数（団体）	223	245	245

今後の取組の方向性

敬老祝品は、対象年齢や記念品の内容について見直しを検討します。

福祉バス事業は近年予約が殺到しているため、公平性を保ち、より多くの方が利用できるように取り組みます。また福祉バスの走行距離が過大になってきているため、継続的な事業実施について精査していきます。

その他、市民のニーズの把握に努め、必要な施策の実施に向け調査・研究していきます。

項目③ 外出支援の充実

事業・取組の内容

- 誰もが移動しやすいまちづくりを目指した交通整備の検討
- 高齢者の運転免許証返納に伴う外出支援策の調査、研究

これまでの取組状況・実績

- かこバス等のコミュニティ交通の運行

今後の取組の方向性

公共交通機関の空白地帯における移動困難の解消のため、かこバス等のコミュニティ交通が運行していますが、今後割引サービスを含めた高齢者福祉施策について関係部署とも協議しながら調査し、検討を進めていきます。

高齢者の運転免許証返納に伴う外出支援策について、他市町の状況や本市における課題などを調査・研究し、本市の交通政策事業と一体的に進めていきます。また、運転免許証返納による高齢者の事故減少の効果などを研究していきます。

3 介護保険事業の円滑な管理運営（共助）

（1）介護サービス基盤等の整備

本市における介護サービスを必要とする高齢者の数は、団塊世代が後期高齢者になる平成 37（2025）年には 14,859 人と現在（平成 29 年）の 1.2 倍になると見込まれます。また、高齢化に伴い、介護サービスだけではなく医療サービスに対するニーズについてもますます高まるものと思われます。このような中、今後、増加が見込まれる慢性期の医療ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設である介護医療院が創設されます。

一方、要介護等認定者へのアンケート調査では、施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない」が 64.6%で最も多くなっており、在宅での生活を支えるサービスの充実が求められていると考えられます。

しかし、同アンケート結果のうち重度者の場合、「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」人の割合が高まるため、施設・居住系サービスの整備も求められています。（※要介護3の場合、「入所・入居は検討していない」45.5%、「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」の合計 45.4%）

そこで、一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じて住み慣れた地域で過ごすことができるようにするとともに、介護者の負担軽減や介護離職防止のために、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅系サービスと特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスについてバランスよく提供できるよう、整備を進めていきます。

項目① 介護サービス基盤等の整備

事業・取組の内容

- 高齢者数の増加、医療からの移行、介護離職防止等に対応した計画的な基盤整備
- 施設等の安全性向上を図る事業の実施
- 在宅生活を支える事業者へのインセンティブ付与の検討
- 共生型サービス提供のための支援

■地域密着型サービスの基盤整備計画（平成30（2018）年～平成32（2020）年度）

※地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、下記の「施設・居住系サービスの基盤整備計画」に記載しています。

種別	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	既存する圏域を除く圏域に1か所ずつ整備 ※サテライト拠点の整備可（上記整備数には含まない。）
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	新たに5か所整備 ※既存の小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換可 ※サテライト型小規模多機能型居宅介護の整備可（上記整備数には含まない。）
認知症対応型通所介護	尾上町圏域、別府町圏域、東神吉町・西神吉町・米田町圏域を除く圏域に6か所整備 ※共用型認知症対応型通所介護の整備可（上記整備数には含まない。）
地域密着型通所介護	圏域の指定をせずに整備（ただし、一定の制限を超えた場合、整備を制限する。）

■施設・居住系サービスの基盤整備計画（平成30（2018）年～平成32（2020）年度）

	種別	定員数（床数）		
施設系	特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム	140		
	介護老人保健施設	0		
	介護療養型医療施設	0		
	介護医療院（平成30（2018）年度新設）	介護療養型医療施設からの転換整備		
居住系	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	54		
	特定施設入居者生活介護	介護専用型	0	
		混合型	有料老人ホーム	0
			軽費老人ホーム（ケアハウス）	30
			サービス付き高齢者向け住宅	50
			養護老人ホーム	185
地域密着型特定施設	0			

事業・取組の内容

■その他老人福祉施設（介護保険施設以外）の基盤整備計画（平成30（2018）年～平成32（2020）年度）

種別	定員数
養護老人ホーム	0
軽費老人ホーム（ケアハウス）	30

これまでの取組状況・実績

■地域密着型サービスの基盤整備状況（平成29年10月31日現在）

種別	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 事業所
夜間対応型訪問介護	0 事業所
小規模多機能型居宅介護	18 事業所
看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所
認知症対応型通所介護	8 事業所
地域密着型通所介護	43 事業所

■施設・居住系サービスの基盤整備状況（平成29年10月31日現在）

		種別	整備数	
施設系	特別養護老人ホーム		12 施設 （710 人）	
	地域密着型特別養護老人ホーム		9 施設 （252 人）	
	介護老人保健施設		4 施設 （500 人）	
	介護療養型医療施設		1 施設 （170 人）	
居住系	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）		13 事業所 （208 人）	
	特定施設入居者生活介護	介護専用型		0 事業所 （ 0 人）
		混 合 型	有料老人ホーム	2 事業所 （306 人）
			軽費老人ホーム（ケアハウス）	0 事業所 （ 0 人）
			サービス付き高齢者向け住宅	5 事業所 （289 人）
			養護老人ホーム	0 事業所 （ 0 人）
地域密着型特定施設		0 事業所 （ 0 人）		

■その他老人福祉施設（介護保険施設以外）の基盤整備状況（平成29年10月31日現在）

種別	整備数
養護老人ホーム	1 施設 （185 人）
軽費老人ホーム（ケアハウス）	7 施設 （295 人）

今後の取組の方向性

前計画までの介護サービス基盤整備状況を踏まえながら、介護離職対策や新たに増加が見込まれる在宅医療等の需要量を考慮し、高齢者が住み慣れた地域でも生活を維持できるよう整備を進めていきます。

一人暮らし高齢者や医療・介護依存度が高い在宅療養者が増加することが見込まれることから、在宅生活を支援する事業者へのインセンティブ付与を検討します。

高齢者と障がい者（児）が同一事業所でデイサービスを受けやすくするため、共生型サービスにかかる特例が設けられるため、その整備を進めるための制度周知や各種支援を進めていきます。

（２） 介護サービスの適正な実施

介護給付の適正化を図ることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにつながります。本市では、介護給付適正化を推進するため、制度に関する情報提供や広聴、介護サービス事業者に関する情報公開の充実、介護支援専門員への支援及び不正・不適正なサービス提供の把握に努めてきました。

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質の確保・向上を目的として、介護給付の適正化及び介護サービス事業者への適正な指導監督などを推進し、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

項目① 介護サービスの質の確保・向上

事業・取組の内容

- 利用者にとって分かりやすい手段・内容による介護サービス情報の周知
- 介護サービス事業者の情報開示（「介護サービス情報公表システム」の周知等）
- 相談対応・解決のための体制

これまでの取組状況・実績

- サービス内容や利用方法の周知を図るため、介護保険ガイドブックの発行や出前講座を実施
- 広報かこがわにサービス内容の特集記事を掲載
- 介護サービス事業所に対して、外部機関による第三者評価及び運営推進会議を活用した自己評価を活用することによる情報公開をするように指導
- 相談窓口として、市の窓口、地域包括支援センター等で対応
- 介護保険制度運営上の苦情相談について、関係機関と連携し、迅速かつ円滑な対応を実施

今後の取組の方向性

引き続き、介護保険ガイドブックや広報かこがわ、加古川市ホームページ、出前講座などにより介護サービス事業者情報やサービス利用方法の周知を行います。また、高齢者に関する様々な問題に総合的に対応できるよう関係機関、地域、行政の連携体制を構築します。

項目② 要介護認定と介護保険給付費等の適正化

事業・取組の内容

- 要介護認定の適正化
- ケアマネジメント及び介護サービス提供体制の適正化（ケアプランの点検）
- 介護報酬請求の適正化（介護給付費通知）

これまでの取組状況・実績

- 認定調査の公平性確保のため、認定調査のうち一定数を市職員が直接行い、その他の調査についても、全て市職員が点検を実施
- 介護支援専門員の資質・専門性の向上に取り組むとともに、適切な介護サービスを提供することを目的として、無作為に選定した事業所の介護支援専門員に対して実際のケアプランをもとにアセスメント、面談、フォロー指導を実施
- 国民健康保険団体連合会からの給付適正化情報や、給付適正化システムを活用し、不適正請求に対する指導、過誤調整を実施
- 介護サービス等利用者に対して、定期的に利用したサービスの種類とその費用額を記載した通知を送付

今後の取組の方向性

国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、介護給付等に要する費用の適正化にかかる事業を継続します。また、適正化にかかる事業の実施内容を検証しながら実施目標を設定し、評価を行いながら各事業の改善に取り組んでいきます。

項目③ 介護サービス事業者への指導・監督等

事業・取組の内容

- 介護サービス事業者への適切な指導・監査の実施
- 運営推進会議への出席
- 指導・監督を行うための専門性の高い知識を持った職員の確保・育成

これまでの取組状況・実績

- 地域密着型サービス事業者への実地指導・監査を実施
- 施設サービス事業者や居宅サービス事業者等への実地指導・監査を兵庫県と合同で実施
- 市内の各地域密着型サービス事業者が開催する「運営推進会議」及び「介護・医療連携推進会議」に出席し、運営状況等を確認するとともに、必要な指導・助言を実施

今後の取組の方向性

平成 30（2018）年度より居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されることなど、市が指定・指導権限を有する事業者数が増加していることから、この状況に対応するための体制整備を進めます。また、市指定事業者に対する集団指導を定期的に実施します。

4 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり（公助）

（1）地域包括ケア体制の深化・推進、連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を行います。

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの重要な役割を担うため、複合的な機能強化と体制強化を図っていきます。具体的には、地域包括支援センターの相談件数の増加や今後のセンター機能に対応するため、人員体制の強化や配置の適正化を進め、実施事業などの評価項目の精査を行うとともに、地域包括支援センターの適切な運営・業務の実施に向けた取組を推進します。

地域包括支援センターの活動について、実施する事業の質を向上させるため、センター自身及び市町村による評価の実施が、法律上義務付けられました。センターに対する住民のニーズや業務量等を把握し、これを評価・点検します。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、市が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化されます。自立支援等の施策及びその目標を定め、実施状況や目標の達成状況の結果を公表するよう努めることとされ、地域支援事業の評価指標が導入されます。また、介護予防の取組がより効果的に推進されるよう、介護予防・自立支援に特化した指標が検討されている状況です。

介護支援専門員と訪問看護師に対するアンケート調査では、医療関係者や介護関係者が連携を図るために必要なことについて、「情報交換の場の確保」と回答した人が、介護支援専門員で77.2%、訪問看護師で87.5%と非常に多く、前回と同様の結果になっています。

そのため、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するために行政の体制整備を図るとともに、顔の見える関係づくりや課題の抽出、拠点づくりを進め、医療・介護などのサービス資源の把握、多職種の緊密な連携によるネットワークづくりに努めます。

そして、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を検討するため、地域ケア会議の充実を図ります。

項目① 地域包括支援センターの機能の充実

事業・取組の内容

- 地域包括支援センターの人員体制の強化
- 医療、介護、民生委員・児童委員、地域団体との連携強化
- 認知症施策のさらなる推進
- 生活支援体制との連携
- 地域ケア会議による地域課題の抽出、分析及び対応の検討
- センター間の役割分担・連携を強化
- 個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題に対応する相談支援体制の構築
- 自立支援・介護予防の推進

これまでの取組状況・実績

■地域包括支援センター相談件数の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数（件）	17,344	21,802	24,020

- 高齢者の増加に合わせ地域包括支援センターの専門職を増員して体制を強化
- 地域包括支援センター管轄エリアの関係機関及び関係団体とのネットワークの構築
- 関係機関と連携しながら認知症施策を総合的に実施
- 地域課題を抽出・分析し、対応方法を検討
- 自立支援マネジメントの検討や介護予防の実施

今後の取組の方向性

高齢者の身近な総合相談窓口である地域包括支援センターの機能をさらに周知していきます。地域における福祉・介護サービスの拠点である地域包括支援センターについて、一層の機能の充実と強化を図ります。

在宅医療・介護連携については、連携拠点である「（仮称）在宅医療・介護連携支援センター」と緊密な連携を図ります。

生活支援コーディネーター及び社会福祉協議会と連携しながら生活支援体制の構築を進めていきます。

また、地域ケア会議で集約した課題について、市が実施する地域包括ケア推進会議で検討し施策の展開を図ります。

制度や分野を超えた高齢者に関わる課題に対して、関係機関及び関係専門職等との協働で相談支援体制を構築していきます。

項目② 医療・介護連携の強化

事業・取組の内容

- 医療と介護の連携における拠点づくり
- 連携における課題やサービス資源の抽出
- 二次医療圏域内での行政間の連携
- 在宅医療・介護連携による切れ目ない支援の実施
- 終末期における在宅看取りについて、調査研究、事業者及び市民への啓発
- 県の支援のもと、在宅医療の実施に係る体制の整備の検討、関係専門職の人材の確保・養成の推進

これまでの取組状況・実績

- 連携の課題の抽出、対応策等の検討を行う在宅医療・介護連携推進会議を設置
- 適切な時期に適切な情報を提供する東播磨医療・介護連携システムフロー図の作成
- 医療・介護専門職、市職員、地域包括支援センター職員等を対象に、在宅医療・介護連携のための研修会、意見交換会を開催
- 在宅医療・介護連携の拠点である「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」の設置に向けて関係機関と協議

今後の取組の方向性

在宅医療・介護及び関係機関の連携支援体制の拠点である「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、在宅医療に関する相談支援・連携支援や地域の医療・介護資源の把握、医療・介護専門職への研修、市民への普及啓発等に取り組みます。

退院後の受け皿としての在宅医療・在宅介護の充実に取り組みます。

人材の確保や育成に向けた様々な分野との連携と支援の充実を図ります。

終末期における在宅看取りについて理解を深めるための研修会や講演会を事業者や市民を対象に実施し、普及啓発に取り組んでいきます。また、在宅や介護事業所における看取りについての実態調査・分析方法について関係機関とともに検討を進めます。

項目③ 地域ケア会議の充実

事業・取組の内容

- 多職種連携による地域ケア会議の実施（地域課題の発掘、課題解決に向けた施策の展開）

これまでの取組状況・実績

- 地域包括支援センターが、地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議及び自立支援マネジメント会議を開催

■地域ケア個別会議の開催状況

	平成 27 年度	平成 28 年度
開催件数（件）	78	68

今後の取組の方向性

地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議で抽出した地域課題を地域包括ケア推進会議で検討し、施策形成につなげていきます。

また、自立支援を重視したケアプランやその支援方法を検討し、高齢者が自立した生活が送れる地域の実現を目指していきます。

項目④ ICT等を活用した医療と介護の情報連携の充実

事業・取組の内容

○要介護者に関する情報の共有化及び各機関の連携

これまでの取組状況・実績

○ 医師・介護の関係機関の情報共有及び情報交換により連携を推進

今後の取組の方向性

ICT等を活用した有効な医療と介護の情報共有ツールの構築については、在宅医療・介護連携推進会議の中で検討していきます。

(2) 認知症施策の推進

認知症施策の推進については、国の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）に基づき、「認知症の理解を深めるための知識の普及や啓発」、「認知症の人の介護者への支援の推進」、「認知症の人及びその家族の意向の尊重への配慮」が、介護保険法に位置付けられました。本市における認知症施策も、新オレンジプランの考え方を踏まえて推進していくことになります。

高齢社会白書（平成28年版）によれば、認知症患者数が、平成24年に462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人（有病率15.0%）であったものが、平成37（2025）年には約700万人、5人に1人になると見込まれています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現のために支援がますます求められています。

介護者へのアンケート調査では、認知症の人の介護をしていて必要なこととして「医療的な支援（認知症の進行に合わせた適切な指導・助言）」が17.7%、また、介護支援専門員へのアンケート調査でも、支援で必要なこととして「医療的な支援（認知症の進行に合わせた適切な指導・助言）」の割合が61.4%と最も高くなっています。

さらに、市が認知症施策を進めていくうえで、重点を置くべきこととして、介護者、介護支援専門員、訪問看護師のアンケート調査では「認知症対応グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」「医療・介護・地域が連携した早期発見・早期治療のしくみづくり」「認知症の人を見守るボランティアなどのしくみづくり」の割合が高くなっています。

これらのことから、『認知症の人や家族にやさしいまち かこがわ～地域のみんなが応援団～』をキャッチフレーズとして、認知症ケアパスを普及啓発していくとともに、医療機関や介護関

係者などとの連携を深め、認知症を早期発見、早期受診、早期ケアできる体制づくりを充実していきます。

また、認知症により行方不明になるおそれのある人に対して支援の輪が広がるように、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発に努め、見守りネットワークの充実を図ります。さらに、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、相談体制の充実や本人と家族を支える地域づくりなど、本人支援だけでなく、介護負担のかかる家族に対する支援を重層的に行っていきます。

項目① 認知症への理解を深めるための普及啓発

事業・取組の内容
○認知症サポーターの養成支援 ○キャラバン・メイトの活動支援

これまでの取組状況・実績

■認知症サポーター養成講座の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催数（回）	61	57	57
受講人数（人）	3,156	2,557	2,548

- キャラバン・メイトに対しては、認知症サポーター養成講座への機材の貸与やオレンジリングの購入、キャラバン・メイト連絡会及び養成研修の開催等の支援

今後の取組の方向性

認知症サポーターは平成 28 年度に 20,000 人を超えましたが、さらに認知症への理解を広げるためにサポーター養成講座を実施します。認知症に関する状況等が変化中、サポーターへ最新情報を提供していきます。

また、子どもの頃から認知症の人を含む高齢者への理解を深めるため、小中学校等で実施している養成講座については、拡充して実施していきます。

キャラバン・メイトになってからのフォローアップ研修を実施し、キャラバン・メイトのスキルアップを図ります。

項目② 認知症の予防

事業・取組の内容
○認知機能の低下の予防の取組に関する調査、研究

これまでの取組状況・実績

- 地域包括支援センターにおいて、認知症予防教室等を実施

今後の取組の方向性

認知症は誰もがなる可能性のある身近な病気で、その症状も様々です。一部の認知機能の低下に対しては、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流など日常生活における取組が予防につながる可能性があると言われてしています。

そのため、様々な認知機能の低下の予防に対する取組の中で、予防に有効的な取組を調査、研究し、国、県、関係機関等との協議を進めていきます。

項目③ 早期発見、早期受診、早期ケア体制の充実

事業・取組の内容

- 認知症早期発見の体制づくり
- 認知症初期集中支援チームによる支援の実施
- 認知症サポート医による認知症相談医への支援
- 認知症の診断を受けた人やその家族向けの認知症教室の開催支援
- 認知症の症状や発症予防、軽度認知障害に関する知識の普及啓発
- 「認知症ケアパス」の普及啓発

これまでの取組状況・実績

- 認知症初期集中支援チームを発足させ、認知症サポート医のアドバイスのもと初期集中支援を実施
- 関係機関が協力し、軽度認知障害及び認知症の人やその家族を支援するため、東播認知症教室（医師会主催）を実施
- 認知症予防教室を地域包括支援センターで実施
- 認知症ケアパス（認知症相談支援ガイドブック）を作成し、認知症サポーター養成講座、出前講座及び地域での人権研修での周知、関係窓口や家族会への配布、市ホームページに掲載

今後の取組の方向性

認知症に関わる様々な課題に対応するために、関係機関、専門職との連携をさらに図ります。

認知症専門医が少ない中、増加する認知症高齢者への対応が困難となることが予想されます。認知症サポート医によるかかりつけ医への研修等による支援、認知症専門医との連携の強化を図ります。

認知症ケアパスが、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるようにその活用を推進します。

項目④ 認知症相談・支援体制の充実

事業・取組の内容

- 認知症地域支援推進員の複数配置を検討
- 専門職が対応する相談会や身近な地域での相談会の実施
- 認知症教室への支援
- 消費者トラブルに対する消費者行政窓口との連携
- 認知症疾患医療センター及び認知症相談医療機関との連携

これまでの取組状況・実績

- 認知症地域支援推進員による相談会や事業者向け研修、認知症サポーター養成講座の実施、東播認知症教室への支援、認知症カフェの運営支援、関係機関とのネットワークづくり
- 多職種連携による認知症なんでも相談会を開催
- 東播認知症連携協議会が実施する東播認知症教室への支援

今後の取組の方向性

複雑多様化する認知症の人の課題に対応できるよう、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員の複数配置を検討します。

認知症の人やその家族に切れ目のない対応を行うために、認知症疾患医療センターをはじめ、関係機関や専門職との連携を進めます。

項目⑤ 認知症の人や家族を支える地域づくり

事業・取組の内容

- 認知症の人や家族の会及びサポーターの会などへの支援
- 認知症の人やその家族の居場所づくりへの支援
- 認知症施策の企画・立案等に認知症の人やその家族の参画を推進

これまでの取組状況・実績

- 認知症サポーターの中で意欲のある人を、地域の見守り等ボランティアとして養成する認知症サポーターレベルアップ講座を実施
- 認知症の人や家族の会及びサポーターの会などの活動に市職員を派遣する支援や、活動内容を広報誌に掲載し、広く市民に活動を周知
- 認知症の人やその家族並びに地域住民が集い、認知症の悪化予防、相互交流、情報交換等を目的として、参加できる活動拠点（認知症カフェ）の設立運営に支援

今後の取組の方向性

地域の家族の会等への支援を引き続き行います。

認知症の人やその家族の視点を重視した施策の展開を進めていきます。

項目⑥ 認知症見守りネットワークの充実

事業・取組の内容

- 認知症見守りネットワークの協力者・協力企業の拡充
- 警察をはじめとする関係機関との協力連携体制の強化
- 効率的、効果的な情報提供及び共有化についての検討

これまでの取組状況・実績

- 認知症見守りネットワークによる、行方不明となった認知症の人の早期発見、早期保護を実施
- 警察や他県からのSOSネットワークと効率的な連携を行うために、ネットワーク体制の見直しを検討

今後の取組の方向性

地域包括支援センター、行政、町内会、民生委員・児童委員など連携する認知症見守りネットワークを実施するとともに、見守りをさらに充実させるために、警察、消防との連携をはじめ地域の協力者や協力企業の拡充を図っていきます。

また、行方不明となった認知症の人が市外で保護されることがあるため、広域による見守り支援の仕組みを検討します。

項目⑦ 若年性認知症施策の整備

事業・取組の内容

- 若年性認知症の理解を深めるための普及啓発の実施
- 認知症相談センターの相談支援の資質の向上
- 若年性認知症の人や家族の居場所づくりの検討
- 若年性認知症の相談窓口の周知
- 若年性認知症の人や家族の会及びサポーターの会などへの支援
- 若年性認知症相談員の配置
- 医療、介護、就労支援などの関係機関や家族会と連携した支援体制の構築
- ひょうご若年性認知症生活支援相談センターとの連携

これまでの取組状況・実績

- 認知症の人やその家族並びに地域住民が集い、認知症の悪化予防、相互交流、情報交換等を目的として、参加できる活動拠点（認知症カフェ）の設立運営に支援
- 地域包括支援センターと市に相談窓口を設置
- 若年性認知症の人や家族の会及びサポーターの会などへの活動に市職員を派遣するなどの支援や、活動内容を広報紙に掲載し、広く市民に活動を周知

今後の取組の方向性

若年性認知症は、働き盛りの現役世代で発症するため、本人や家族にとっては、経済的なこと、子どものこと、家族のことなど多様な課題があります。

そのため、若年性認知症に関する理解の普及、早期診断の重要性、雇用継続や就労の支援、障がい者サービスの活用など発症後の支援策及び相談窓口の周知を図ります。

また、若年性認知症の人に対して、きめ細かな相談や支援を実施するために、若年性認知症相談員の配置を検討します。

(3) 介護者への支援の充実

介護を必要とする高齢者が、在宅での生活を続けていくためには、在宅サービスを整備していくとともに、高齢者を介護する家族を支援し、家族の精神的、身体的、経済的な負担の軽減を図ることが不可欠です。

介護者に対するアンケート調査では、介護期間が5年を超える人が33.8%（前回調査、41.6%）となっています。また、「介護者のつどい」について「知らない」と答えた人が56.1%（前回調査59.1%）となっています。このような状況から、介護者への支援をさらに充実して

いくとともに、制度の周知を図り、介護にあたる家族の健康の保持や生活の継続、負担の軽減を図るための支援策を推進します。

項目① 介護者のつどいの実施

事業・取組の内容	
○地域包括支援センターで介護者のつどいを実施	
○介護する家族の心理的な負担や孤立感の軽減	

これまでの取組状況・実績

■地域包括支援センターによる介護者のつどいの実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数（回）	63	71	71

今後の取組の方向性

各地域包括支援センターで介護者のつどいを定期的の実施しており、今後はより多くの方に参加してもらえよう、周知を図ります。

項目② 介護用品の支給・貸与

事業・取組の内容	
○介護用品支給事業の実施	
○短期車いす貸与事業の実施	

これまでの取組状況・実績

■介護用品の支給状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支給者数（人）	80	73	73

■車いすの貸与状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸与件数（件）	60	53	69

今後の取組の方向性

高齢者のニーズの高い「在宅生活の継続」を維持するため、経済的な支援として今後も介護用品の支給事業を実施していきます。

一時的に車いすを必要とする高齢者に今後の生活の見通しを立てるために便宜を図る無償貸与は必要であると考え、事業を継続していきます。

(4) 高齢者が安心して生活できる居住環境の整備

要介護者に対するアンケート調査では、「このまま自宅で生活したい」の割合が35.4%と最も高くなっています。地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活を送ることが大切です。そのため、身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを、高齢者自らが選択できるように、高齢者に配慮した住まいや施設の充実を図るとともに、在宅での福祉事業も推進していきます。

項目① 生活援助員（LSA）などによる見守り体制の充実

事業・取組の内容

○生活援助員（LSA）の配置による高齢者住宅等安心確保事業の実施

これまでの取組状況・実績

■生活援助員の活動状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活援助員の人数（人）	3	3	3
活動件数（数）	9,540	8,833	9,233

今後の取組の方向性

日常的に不安を抱える高齢者にとって、生活援助員の存在意義は大きいといえます。超高齢社会が進行する中で、高齢者の見守りが地域をあげて求められる時代になってきており、2か所の県営住宅に生活援助員を配置し見守る事業の支援を継続しながら、地域サポート型施設（兵庫式LSA）といった在宅生活での見守り機能の充実を推進します。

項目② 住宅改造への支援

事業・取組の内容

- 県補助金を活用した住宅改造費助成事業の実施
- 介護保険制度との一体的な活用支援

これまでの取組状況・実績

■住宅改修費の支給状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用件数（件）	1,027	981	930

今後の取組の方向性

バリアフリー化の推進は、高齢者が住み慣れた住宅で引き続き安心して生活するために必要な施策であり、今後も継続して実施します。

項目③ 在宅福祉事業の実施

事業・取組の内容	
○訪問理美容サービスへの助成 ○養護老人ホームショートステイの実施 (介護保険サービスの短期入所サービスとは異なります。)	

これまでの取組状況・実績

■入浴料金の助成状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (人)	156	140	139
利用件数 (件)	12,191	10,911	10,068

※平成 29 年度末に廃止

■訪問理美容サービスの利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (人)	67	53	45
利用件数 (件)	131	111	90

今後の取組の方向性

入浴料金の助成事業は高齢者の健康の保持増進を目的に導入しましたが、介護保険サービスの充実や、利用できる公衆浴場が偏在していることから、事業の有効性・公平性について検討した結果、平成 29 年度末で事業を廃止しました。

一般の理美容院を利用することが困難な在宅の高齢者や障がい者に対し、福祉向上を目的として、引き続き理美容サービスの提供にかかる費用を助成します。

養護老人ホームショートステイは、家族が入院や介護疲れなどの理由により一時的に養護できない状態になった場合、高齢者が短期間入所することができます。高齢者やその家族の福祉の向上を図るため今後も継続して実施していきます。

項目④ 住まいの確保

事業・取組の内容	
○「加古川市住生活基本計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」などによる高齢者等対応仕様の住宅整備の促進 ○生活支援ハウスの提供	

これまでの取組状況・実績

■高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (人)	8	8	6

今後の取組の方向性

低所得高齢者を対象に既存の空家を活用するなど、住まいの確保を支援する施策について関係部署

と連携し取り組む必要があります。

生活支援ハウスは老人福祉法に基づく措置の対象とならない高齢者や虐待を受けている高齢者が緊急時に一時利用するための受け皿となる施設として、今後も位置付けていきます。

(5) 高齢者が安全に暮らせる体制の推進

災害発生時には、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）が犠牲になる場合が多いことから、要配慮者の安全を確保するため、平常時から避難行動要支援者名簿の作成、支援体制の整備等の防災対策を推進します。

また、高齢者が被害者となりやすい「振り込め詐欺」、「ひったくり」などの犯罪や消費者被害を受けるケースも多く、高齢者が被害を受けないよう、地域や関係機関と連携を図り、防犯体制を整備していきます。

さらに、警察や関係機関・団体と連携し、交通安全に対する意識の向上を図るとともに、交通事故防止に向けた様々な取組を推進します。

項目① 防災・防犯対策の推進

事業・取組の内容

- 学習、訓練の機会の提供
- 避難行動要支援者名簿の作成及び地域の支援関係者への情報提供
- 福祉避難所の周知及び拡充
- 非常災害時における介護サービス事業者との連携方法の検討

これまでの取組状況・実績

- 避難行動要支援者制度情報提供同意者の名簿を地域の支援関係者へ情報提供を行い、地域の避難支援体制づくりを支援
- 福祉避難所の周知及び拡充
- 関係機関への防犯チラシ等の配布

今後の取組の方向性

制度の趣旨について正しく理解されるよう周知を図り、支援関係者だけではなく、要支援者自身も平常時から災害に備えるよう啓発していきます。

項目② 交通安全対策の推進

事業・取組の内容

- 高齢者に配慮した安全意識の高揚
- 高齢者の運転免許証返納に対する支援の調査、研究

これまでの取組状況・実績

- 交通安全担当部署から事故防止の啓発チラシを配布
- 高齢者向けの交通安全教室開催の斡旋

今後の取組の方向性

今後は交通政策担当部署、交通安全担当部署や警察と協議を重ね、社会問題となっている高齢者の交通事故減少に向けた取組を検討していきます。

(6) 高齢者の権利を守る取組の推進

高齢者が増加する中で、地域で尊厳ある生活を維持し、安定して暮らしていくためには、権利を守る仕組みづくりが重要となります。

介護支援専門員へのアンケート調査では、高齢者虐待の疑いがある事例に遭遇したとき、市などに通報する人の割合は52.6%と半数を超えていますが、高齢者虐待への対応として必要と思う制度や仕組みとして、「相談窓口の設置・明確化」の割合が59.1%と高くなっています。この結果から、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携の下、高齢者虐待に関する市民などへの啓発や、介護サービス事業者などへの指導を行うとともに、通報窓口の周知を行いながら、高齢者虐待の防止を推進します。

また、一般高齢者へのアンケート調査では、預貯金の出し入れができない人が21.4%（「できるけどしていない」と「できない」との合計）、請求書の支払いができない人が19.6%（「できるけどしていない」と「できない」との合計）となっており、要介護等認定者へのアンケート調査では、家族等から介護を受けている人の半数以上が金銭管理や生活面に必要な諸手続きの支援が必要な状況となっていますが、成年後見制度を知らない人は40%を超えています。

高齢者の増加とともに、介護保険サービスをはじめとする各サービスの利用契約、金銭管理や財産管理が困難な認知症高齢者の増加が予測されます。このため高齢者の判断能力が低下した場合でも、高齢者が安心して生活できるように、権利擁護の取組を推進し、高齢者の生活が保障される仕組みづくりに取り組みます。

項目① 高齢者虐待防止の推進

事業・取組の内容

- 関係団体との連携
- 虐待防止の普及啓発

これまでの取組状況・実績

- 警察、地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携し、処遇困難事例に対応
- 地域包括支援センターの社会福祉士と共同で高齢者虐待対応マニュアルの改訂を実施
- 地域包括支援センターが介護サービス事業者などに対して、虐待防止の普及啓発を実施

今後の取組の方向性

今後も関係機関との協力を深め、適切な対応ができるよう取り組みます。

関係機関や市民への知識定着のための研修や普及啓発を継続し、虐待防止を推進します。

虐待発生の要因等を分析し、再発防止に向けた取組を実施します。

項目② 成年後見制度の利用支援

事業・取組の内容

- 成年後見制度利用促進基本計画に則った、制度の普及啓発と利用支援
- 権利を守るためのネットワークの構築
- 市民後見人の養成支援
- （仮称）成年後見支援センターの設置に向けた調査、研究

これまでの取組状況・実績

■成年後見制度の利用支援

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域包括支援センター 相談延べ件数（件）	227	494	408
市長申立件数（件）	3	2	4

今後の取組の方向性

成年後見制度利用促進法や平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定されている成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえた本市の成年後見制度利用促進に関する計画策定に向け、他市の状況や潜在的な利用者などについて、調査・研究していきます。

高齢者人口の増加に伴い、認知症等により判断能力が不十分な高齢者も増加傾向にあることも踏まえ、制度の普及啓発を継続します。

制度の広報、相談対応、利用促進、後見人支援等の機能を備え、市民後見人の養成など地域の専門職団体との協力体制を築き、権利擁護支援ができる中核機関の設置を検討します。

引き続き必要に応じて市長申立てによる成年後見人等の申立てや成年後見人等への報酬助成を実施していきます。

5 高齢者の明日を支える人づくり（人づくり）

（1）本人や家族の知識向上・技能習得のための支援の充実

平成 12 年度から介護保険制度が開始され、年数の経過とともに内容や仕組みの認知度は高くなってきています（介護者アンケートによると 70%を超える認知度）。一方、「どのようなことを知りたいか」という項目では、「介護サービスの種類・内容」を知りたいと回答した人が 37.7%と最も多くなっていることから、度重なる介護保険制度の変更やサービス内容の多様化により、介護サービスの情報が十分に周知されていない状況であると考えられます。また、地域包括ケアシステムの推進により、地域資源の発掘・創出が行われていますが、その知識・情報の普及は十分ではありません。

そのため、高齢者本人や家族の知識向上を図るためには、様々な介護サービスや地域資源などの情報提供の体制を整備するとともに、提供された情報を適切に選択していくための知識の普及啓発を進めていく必要があります。

また、介護者へのアンケート調査によると、「外出の付き添い、送迎（34.1%）」「認知症状への対応（27.0%）」「入浴・洗身（26.0%）」「夜間の排せつ（23.8%）」などに介護者が不安を感じている実態があるため、家族の介護力向上への取組が必要です。

項目① 介護サービスや地域資源などの情報提供の体制整備

事業・取組の内容

- 広報かこがわや加古川市ホームページなどの活用
- 介護保険ガイドブックなどのパンフレットの作成

これまでの取組状況・実績

- 広報かこがわ、加古川市ホームページ及び介護保険ガイドブックにより事業者情報やサービス内容の情報提供を実施

今後の取組の方向性

引き続き、広報かこがわ、加古川市ホームページ及び介護保険ガイドブック等により情報提供を行っていきます。

項目② 自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発

事業・取組の内容

- 市民に向けた地域包括ケアシステムについての知識の普及
- 介護サービスや地域資源などの利用に関する知識の普及
- 高齢者サロンなど高齢者が集う場を活用し、健康管理などに関する知識の普及
- 自らが望む終末期の迎え方に関する知識の普及

これまでの取組状況・実績

- 町内会及び民生委員・児童委員を対象に地域包括ケアシステムの制度について説明を実施
- 各地域包括支援センターにおいて地域資源の集約
- 高齢者サロンにおいて、健康相談や認知症について普及啓発を実施
- 終末期の迎え方や在宅看取りをテーマに活動する団体への支援

今後の取組の方向性

各地域包括支援センターで集約した地域資源を活用し、関係機関と連携を図り、課題解決に向けて取り組めます。

終末期における在宅看取りについての普及啓発を進めます。

項目③ 自立支援のための知識や技術習得への支援

事業・取組の内容

○介護に関する技術・知識や健康管理などを学ぶ家族介護講座の実施・拡充

これまでの取組状況・実績

- 地域住民等の介護力の向上を図るため、兵庫大学との協働で、介護を行うにあたっての知識・技術等の講習・研修（介護力養成講座）を実施

今後の取組の方向性

介護力養成講座に関しては、継続的に実施していき、講座修了者が将来的に地域の介護力を向上させていくことを目指します。

(2) ボランティア・NPOなどへの支援

ボランティアやNPOなどによる市民の主体的・自発的活動は、高齢者の日常生活を支えるサービスの担い手として重要な役割として期待されているだけでなく、高齢者自らの介護予防としても注目されています。

そのため、ボランティア情報を公開・提供できる仕組みについて検討を行い、地域の特性や地域資源、ニーズに応じたボランティア、NPOなどの育成や支援を推進していきます。

また、シルバー人材センターとの連携や、NPOなどへの支援を進めながら、サービス資源の充実を図っていきます。

項目① ボランティアの育成

事業・取組の内容

- 社会福祉協議会、ボランティアセンターなどとの連携
- 高齢者の見守りなどにおけるボランティア活動への支援や積極的な参画への支援
- 高齢者ボランティアの啓発や研修機会の提供などの環境整備
- 介護予防事業サポーターの養成及び研修の開催
- 地域福祉リーダーの養成

これまでの取組状況・実績

- 社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア養成講座を定期的を開催
- 災害要援護者の個人情報の地域での情報共有について検討
- ホスピスボランティア研修や認知症サポーター養成講座など、地域が必要としている人材を育成する研修会の開催を支援
- 「いきいき百歳体操」を普及していくため、参加の声かけや体操教室の手伝い、教室の立ち上げなどを行うサポーターを養成

今後の取組の方向性

社会福祉協議会等の団体が実施するボランティアセンターとの連携により、ボランティアに関する情報の共有を図り、市民に情報提供できる仕組みの整備を進めるとともに、ボランティアの育成・支援を推進します。

生活支援サービスを提供する人材を育成するため、高齢者の日常生活支援サポーター養成研修を継続して実施します。

高齢者が培ってきた経験、知識、技能などを活用し、様々な形で社会に参加できるよう、ボランティアに意欲のある人を発掘し、積極的に高齢者に対してボランティアへの参加を呼びかけます。

地域福祉活動や地域コミュニティの核となり、身近な地域で福祉を担うリーダーの養成を検討するとともに、地域住民が主体的に地域を支える社会を目指した担い手の発掘と育成に取り組みます。

項目② シルバー人材センターの活動支援

事業・取組の内容

- シルバー人材センターとの連携強化
- 会員数の増加や取り扱う職種の拡充を支援

これまでの取組状況・実績

- 生活援助型訪問サービスへの参入により、シルバー人材センターのサービスの種類が増えたことで、会員の増員と専門職種が拡充

今後の取組の方向性

高齢者の豊かな経験や技能を活用するための基盤として、また高齢者の生活支援サービスの提供に向けて、シルバー人材センターの機能充実を支援し、連携を強化します。

高齢者の日常生活支援サポーター養成研修により、高齢者の担い手を育成し、シルバー人材センターの会員数の増加につなげていきます。

項目③ NPOの活動支援

事業・取組の内容

- NPO活動の基盤整備を支援

これまでの取組状況・実績

- サービスの担い手として活動しているNPOのサービス内容を地域資源として情報収集し、必要とする人へ情報を提供

今後の取組の方向性

行政や民間企業が提供するサービスでは対応できない分野を担い、多様なサービスを提供しているNPOを積極的に支援します。

ささえあい協議会で検討された生活支援サービスを、地域において組織的に提供できる仕組みや体制づくりについての運営面や技術面での支援を行います。

(3) 介護や相談業務に携わる人への支援の充実

介護従事者については、慢性的な人材不足が続いており、今後、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、単に人材不足を解消するだけでなく、良質な人材を育成することが必要です。

介護従事者の人材の確保や育成については、県が広域的な視点から実施していますが、本市においても、関係機関と連携しながら、介護従事者の処遇改善や良質な人材の創出・育成を図り、介護従事者としての技術や経験が活かされる環境づくりを進めます。

項目① 介護に携わる人の創出、育成

事業・取組の内容

- サービス提供の担い手の資質の向上・確保
- 就業者のキャリアアップ支援（介護福祉士養成等）、定着化を図る事業の実施
- 介護事業所における看護師の確保に係る支援方策の検討
- 将来の介護人材確保のため、学校教育現場と連携
- 認知症介護研修等の介護事業所運営に必要な研修の独自開催
- 人員不足感の高い職種の育成・就労支援策の実施
- 介護の仕事の魅力の向上を図る取組の推進
- 介護ロボットの活用等による雇用環境改善の取組の促進
- 生活支援サービスの担い手養成研修の開催
- 各種団体の実施する人材創出・育成事業等に対する支援
- 各種団体との連携による介護人材創出のための調査・研究

これまでの取組状況・実績

- 学校教育の一環である「トライやる・ウィーク」において介護事業所での就労体験を実施
- 介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、介護ロボットを導入する事業者に対する補助を実施
- 介護事業所における介護職の能力の向上を図るため、介護福祉士試験に必要な実務者研修の費用補助を実施

今後の取組の方向性

要支援・要介護認定者が増加するに伴い、介護人材不足がより深刻化すると見込まれます。また、介護人材不足により介護サービス基盤整備が進まなくなるおそれがあることから、介護人材確保・質の向上にかかる取組の拡大・充実を図ります。

また、子どもの頃から高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めることにより、将来の進路として介護分野にも興味を持つよう意識の醸成を学校と連携して進めていきます。